



基本計画

第2章

個性豊かな 快適生活のまちづくり

- 第1節 調和のとれた土地利用の促進
- 第2節 中心拠点、地区拠点の整備
- 第3節 定住・住宅施策の推進
- 第4節 道路・交通網の整備
- 第5節 公園・緑地の整備
- 第6節 消防・防災・防犯・交通安全の充実

第1節 調和のとれた土地利用の促進

まちづくりの現状

- 宮若市の土地利用は、市域の85%が自然的土地利用となっており、自然豊かな土地利用構成となっています。都市的土地利用については、住宅用地、道路用地が多くを占め、次いで基幹産業である工業用地が高い状況にあります。
- 企業立地の増加などの社会経済動向の変化に伴い、農地の工業用地や住宅用地への転用が増加するなど、土地利用の形態も変化しており、豊かな自然と調和した土地利用、土地開発の重要性が高まっています。
- 個人の権利や財産を尊重し、土地の開発、保全、利用の高度化を図るため、平成15年度から国土調査*を実施しています。

前期基本計画における成果・課題

自然と調和した土地利用計画の策定

- 😊平成22年度に、宮若市の都市づくりの基本的な考え方を定めた都市計画マスタープラン*を策定しました。
- 😞農地の有効利用と農業の健全な発展を目指すため、農業振興地域整備計画*の見直しを進めており、平成26年度までに未整備部分の作業を終了させ、継続して全体的な農地に関する整備計画の見直しに取り組んでいく必要があります。

都市計画の見直し

- 😞平成19年度に、若宮地区は県より準都市計画区域*に指定されており、土地利用の規制・誘導施策の適用は可能になりました。しかし、都市計画事業*が実施できないなどの課題が残ることから、宮田地区の都市計画区域を若宮地区の一部地域まで拡大することを検討する必要があります。同時に用途地域*の指定について、土地利用の現況や課題、将来の動向を踏まえ、取り組んでいく必要があります。

都市計画基本図*・GIS（地理情報システム）*の整備

- 😊都市計画基本図、総括図を作成し、ホームページにより情報発信を行っています。これらの地理情報を反映した統合型GISの整備が完了しています。

国土調査の実施

- 😊上有木地区、四郎丸地区、倉久地区において、一筆ごとの調査・測量を実施し、平成24年3月末現在で8.16k㎡が完了しています。平成24年度に宮若市国土調査基本計画の見直しを行い、平成25年度から10年間の計画を策定しました。

環境と調和した開発の誘導

- 😊宮若市として統一した開発指導要綱の策定は完了しており、要綱に基づく適切な開発の誘導を行っています。
- 😊遊休地化した炭鉱跡地については、将来において環境と調和した土地利用を進める必要があります。東部の露天掘跡地については、光陵グリーンパークとして整備を進めており、先行して公園内に整備した野球場を平成24年9月にオープンしました。

後期基本計画における主要な課題

課題1

計画的な土地利用を進めるための具体的な取組が必要です。

豊かな自然環境や優良な農地の保全を図りながら、良好な市街地形成が誘導されるよう、都市計画マスタープランにおける土地利用の方針などを実現するための具体的な取組が必要です。

課題2

国土調査の更なる推進が必要です。

個人の権利や財産を尊重し、土地の開発、保全、利用の高度化を図るため、国土調査の更なる推進が必要です。

基本方針

- ◎国土調査を推進し、限りある土地が有効に活用されるよう取り組むとともに、都市計画マスタープランに定めた土地利用の方針などを具体的に推進し、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和するまちを目指します。

後期基本計画での主要事業

課題1 事業1 土地利用に関する計画の見直し

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| ①農業振興地域整備計画の見直し | 前期から継続して、農地の機能を明確にし、集団的な農地利用を推進するための農業振興地域整備計画の見直しを行います。 | 農政課 |
| ②都市計画基礎調査の実施 | 都市の現状と動向などを把握するため、都市計画基礎調査を実施し、都市計画策定の基礎資料とします。 | 建築都市課 |
| ③土地利用基本計画の策定 | 都市計画基礎調査の結果に基づき、土地利用の方針を示す土地利用基本計画を策定し、計画的な土地利用の促進を図ります。 | 建築都市課 |
| ④用途地域の見直しと都市計画区域の拡大 | 土地利用基本計画に基づき、用途地域の見直し、宮田都市計画区域の拡大に取り組みます。 | 建築都市課 |

課題2 事業2 国土調査の実施

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------|--|-----|
| ①国土調査の実施 | 平成24年度に見直した宮若市国土調査基本計画に基づき、引き続き国土調査を計画的に実施します。 | 農政課 |

目標指標（成果指標／活動指標）

| No. | 目標指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------|--------------------|-----|
| 1 | 国土調査の実施面積 | 平成23年度 8.16k㎡ | 平成29年度 17.16 k㎡ | 農政課 |

計画事業

| No. | 事業名 | 着手年度 | 達成年度 | 担当課 |
|-----|--------------------|--------|------------------|-------|
| 1 | 農業振興地域整備計画の見直し | 平成19年度 | 平成26年度 | 農政課 |
| 2 | 都市計画基礎調査の実施 | 平成24年度 | 平成25年度 | 建築都市課 |
| 3 | 土地利用基本計画の策定 | 平成27年度 | 平成28年度 | 建築都市課 |
| 4 | 用途地域の見直し、都市計画区域の拡大 | 平成29年度 | 平成29年度 (継続事業) | 建築都市課 |

(注)「用途地域の見直し、都市計画区域の拡大」の達成年度は、後期計画期間の最終年度である平成29年度を超えるため、カッコ内に継続事業と記載しています。

第2節 中心拠点、地区拠点の整備

まちづくりの現状

- 宮若市では市役所を中心として、市の公共機能、文化機能などが集積する地区を中心拠点として位置付けており、平成24年5月には、宮若リコリスが開館しました。
- 若宮総合支所を中心とした地区を地区拠点として位置付けており、平成23年4月にハートフルを開館しました。
- 地区拠点では、県により県道福岡・直方線の拡幅工事が進められています。また、福丸商店街は追い出し猫を活用した商店街の活性化や各店舗のつながりを深める取組を進めており、平成23年11月より商店街の一角が「追い出し猫横丁」という愛称になりました。

前期基本計画における成果・課題

中心拠点の整備

- ☺ 宮若リコリスを開館し、中心拠点としての機能が高まりました。館内には子育て支援センター※を併設し、子育て世代に対する支援を充実させています。
- ☺ 新たな施設や道路整備に対応した施設案内サインの整備を行いました。

地区拠点の整備

- ☺ ハートフルを開館し、若宮地区における行政窓口機能を維持するとともに、図書室や健康増進室、多目的ホールを備えることで、市民活動や交流を促す拠点を形成しました。
- ☺ ハートフルや学校、商店街へ安全、快適に移動できるよう、周辺道路の整備を行いました。

後期基本計画における主要な課題

課題1

中心拠点、地区拠点にふさわしい環境整備に努めることが必要です。

中心拠点、地区拠点には、公共施設だけでなく、商業やサービス施設など多様な機能が集積し、高い利便性が求められます。市内外から多くの人々が訪れるまちの顔であることから、中心拠点・地区拠点にふさわしい安全・安心で快適な環境整備を進めることが必要です。

基本方針

- 市内外から多くの来訪者が集まり、交流することができるよう、中心拠点、地区拠点にふさわしい安全・安心で快適な環境整備を進めます。

後期基本計画での主要事業

課題1

事業1

拠点にふさわしい環境の整備

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------|---|--------------------------------|
| ①道路・施設の整備 | 拠点について安全・安心で快適な環境を整備するため、福岡県と連携し道路環境を整えるとともに、施設については拠点機能の充実や市民の利便性の向上に努めます。 | 建設課 国道整備対策室 総務課 総合政策課 |

第3節 定住・住宅施策の推進

まちづくりの現状

- 序論（8ページ）で示したとおり、国勢調査人口は、平成17年の30,630人から平成22年の30,081人に減少しています。
- 宮若市の定住促進策として、平成19年度に定住奨励金制度を創設し、平成20年から平成24年までの5年間に、宮若市に定住することを目的に新たに住宅及び土地を取得した人に対し、固定資産税相当額の奨励金を交付しています（年間最大15万円で、7年間）。奨励金については一定の成果があったことから、平成23年度に条例を改正し、対象期間を平成29年まで延長しました。
- 宮若市の市営住宅は老朽化により、前期基本計画策定時の1,367戸から16戸廃止し、現在1,351戸となっています。
- 平成24年7月より、快適な住環境の整備と地域経済の活性化を図るために、市内に本店がある施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付する、住宅改修補助金制度を開始しました。

市営住宅（平成24年12月末現在）

| 団地名 | 種別 | 全戸数 | 団地名 | 種別 | 全戸数 |
|------|----|------|-----|----|--------|
| 板深 | 公営 | 23戸 | 陽の浦 | 改良 | 111戸 |
| 下有木 | 公営 | 64戸 | 神田 | 改良 | 12戸 |
| 勝負尻 | 公営 | 97戸 | 新成 | 改良 | 202戸 |
| 新笠松 | 公営 | 3戸 | 菅牟田 | 公営 | 14戸 |
| | 改良 | 158戸 | 向陽 | 改良 | 48戸 |
| 水越 | 公営 | 10戸 | 鍋田 | 公営 | 45戸 |
| 益山 | 公営 | 4戸 | 向田 | 公営 | 9戸 |
| 東町 | 公営 | 8戸 | 下 | 公営 | 9戸 |
| | 改良 | 18戸 | 緑ヶ丘 | 公営 | 10戸 |
| 和の里 | 改良 | 150戸 | 竹原 | 公営 | 3戸 |
| 矢萩 | 公営 | 112戸 | 乙野 | 公営 | 103戸 |
| あけほの | 改良 | 138戸 | 総計 | | 1,351戸 |

資料：住宅管理係

前期基本計画における成果・課題

住宅マスタープラン*の策定

- ☺平成20年度に住宅マスタープランの策定を完了し、市の住宅施策の指針としました。

定住促進策の実施

- ☺定住奨励金制度を活用して650名程度が定住しました。基本構想策定時の将来予測人口29,023人（平成24年の予測人口）と比較し、減少幅が小さいことから、人口減少の抑制に一定の成果は上がっていると考えられます。
- ☺定住促進の取組を周知するため、定住促進策を記載したチラシを随時更新し、イベントでの配布や、住宅メーカーへの周知依頼を行っているほか、広報紙やホームページによる情報発信を行っています。
- ☺定住促進の受け皿として、市有地を有効活用するため、平成23年度より一般競争入札による個人の宅地としての売却に取り組んでいます。
- ☺民間活力を生かした住宅団地の開発などによる住宅や宅地の供給を図るため、住宅地として供給可能な大規模な市有地などの売却方法について調査、研究を進めています。

市営住宅の整備と管理

- ☺住宅マスタープランと同時に、市営住宅ストック総合活用計画*を策定しました。また、平成23年度には建替えや計画修繕などにより、市営住宅の管理戸数の適正化を図るため、市営住宅長寿命化計画*を策定しました。
- ☹市営住宅21団地1,351戸のうち約50%が建替え対象となっており、市営住宅長寿命化計画に基づく建替えと管理戸数の適正化が必要です。

後期基本計画における主要な課題

課題
1

住宅団地の整備など、より積極的な定住促進策が必要です。

定住奨励金制度については、人口減少の抑制に一定の効果が認められるものの、周辺自治体との定住促進の競争が激しくなる中、定住人口の拡大・安定的な確保につなげていくため、魅力のある住宅団地の整備など、より積極的な定住促進策が必要です。

課題
2

効果的なPRと独自性のある定住促進策が必要です。

現在取り組んでいる定住促進策の周知に努めているものの、認知度は低く、より効果的なPRの手法を検討する必要があります。また他の自治体でも類似した施策が実施されてきており、宮若市特有の効果的な定住促進策が必要です。

課題
3

適正な管理運営ができる市営住宅の整備が必要です。

建替えが必要となる市営住宅が増える中、市営住宅長寿命化計画に基づく適正な管理戸数による市営住宅の計画的な修繕、建替えが必要です。

基本方針

◎市民や市外居住者の定住ニーズを捉えた、より積極的な定住促進策を実施していくとともに、老朽化した市営住宅の計画的な修繕、建替えを行い、管理戸数の適正化を図ります。

後期基本計画での主要事業

課題
1 事業
1

良質な住宅団地の整備

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| ◎重点 ①良質な住宅団地の整備 | 大規模市有地などを活用し、民間事業者との連携を図りながら、良質で安価に提供できる住宅団地を整備します。 | 総合政策課 |

課題
2 事業
2

定住促進策の強化

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|--------------|
| ◎重点 ①定住促進策の効果的なPR | 定住奨励金制度を含めた既存の施策を市内外へ周知するため、効果的なPRの手法を調査、研究します。 | 総合政策課 |
| ◎重点 ②宮若市として独自性のある定住促進策の実施 | 周辺自治体にはない定住の魅力を発信するため、宮若市として独自性のある定住促進策を検討、実施します。 | 総合政策課 関係課 |
| ③遊休市有地の処分 | 遊休市有地のうち、個人住宅用地に適したものについては、定住促進のため、売却を進めます。 | 管財課 |

課題
3 事業
3

市営住宅の維持管理と管理戸数の適正化

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| ①計画的な市営住宅の建替え・修繕の実施 | 計画的な市営住宅の建替え、修繕などを行い、管理戸数の適正化を図ります。また、建替えに伴い、施設のバリアフリー化を進めます。 | 建築都市課 |

目標指標（成果指標／活動指標）

| No. | 目標指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|-----|--------------|---------------|-----------------|-------|
| 1 | 定住促進策PRの実施回数 | 平成23年度 年1回 | 平成25年度～ 毎年5回 | 総合政策課 |

計画事業

| No. | 事業名 | 着手年度 | 達成年度 | 担当課 |
|-----|-------------------------------|--------|--------|-------|
| 1 | 住宅団地の整備 | 平成24年度 | 平成29年度 | 総合政策課 |
| 2 | 市営住宅の計画的な修繕、建替えに関する調査・設計業務の実施 | 平成25年度 | 平成28年度 | 建築都市課 |

第4節 道路・交通網の整備

まちづくりの現状

- 宮若市を通過する九州自動車道は、若宮インターチェンジに加え、平成23年3月に宮田スマートインターチェンジ*が開通し、市内外からの広域的なアクセス環境がさらに向上しています。また市内における幹線道路は主要地方道9路線、一般県道6路線、広域産業循環道路*1路線となっており、市内及び近隣との連絡道路としての役割を果たしています。
- 市民の日常生活を支える市道は、平成24年3月末現在で1,300路線（463,557m）となっていますが、道路の老朽化などに伴う改修箇所が増えており、改良率は65.28%、舗装率は85.7%となっています。
- 宮若市にとってバス交通は、市民の暮らしを支える公共交通手段です。JR九州バスと西鉄バスの民間路線バスによる運行のほか、民間事業者で維持できない路線について市が代替バス路線を委託運行している状況です。
- 市民意識調査では、「市外に移り住みたい」回答者の理由としては、「交通の便が悪い」をあげる回答者が多く、「市内の公共交通（バスの便数や路線）」に対する現状の満足度は低い結果となっています。

前期基本計画における成果・課題

幹線道路の整備

- ☺ 県道の整備については、地元調整などで県と連携を行うことで、整備を促進しています。
- ☹ 幹線となる市道の大規模な新設・改良については、国庫補助事業で整備を進めていますが、予算配分が減少傾向にあり、整備が遅延している路線がある状況です。

生活道路の整備

- ☺ 生活道路の維持管理については、市民と行政が協働した取組を推進するため、平成22年度から「宮若市道路愛護推進活動に関する資材等支給基準」を定め、自治会などの道路愛護活動の支援、促進を図っています。
- ☹ 未整備路線は元より、過去に整備を実施したものの、交通量の増加などにより老朽化した路線もあり、計画的な道路の整備・改修が必要です。

道路内民地の確定処理

- ☹ 市道敷地内に存在している民有地を道路管理者である市の責務として用地取得を行っていますが、交渉が難航する場合があります。

生活交通手段の確保

- ☺ 民間バスの廃止路線の代替として地域コミュニティバス*を運行しており、現行の乗車状況によって、予約制乗合タクシー*の導入や車両の小型化を図り、収支の改善に努めています。
- ☺ バス路線の利用促進について、毎年、時刻表を全戸配布しているほか、広報紙への情報掲載などにより、市民への情報発信を行いました。
- ☺ 社会福祉協議会の福祉バス*については、高齢者の社会参加活動を支援するため、ハートフルや宮若リコリスを始め、中央公民館若宮分館や保健センター「パレット」などの公共施設での乗降を可能にする運行ルートへ見直しを行いました。
- ☹ 高齢化が進む中、交通弱者の生活交通手段を確保するための施策が必要です。

後期基本計画における主要な課題

課題
1

高齢社会に対応した、生活交通手段の確保が必要です。

高齢者などの交通弱者に対して、買い物や通院などのための移動手段を確保するとともに、社会参加を促進し、引きこもりを解消するという観点からも、生活交通手段の改善が必要です。

課題
2

安全・安心に通行できる道路網の整備が必要です。

市内の幹線道路や生活道路の利便性、安全性を高めるため、市内や近隣との連絡を図る道路網の整備や市民要望に対応した道路の維持管理、通学路を中心とした歩道の整備などの環境整備が必要です。

課題
3

市民との協働による道路保全を推進することが必要です。

身近な生活道路の維持管理について、今後とも市民の自発的な活動を支援・促進し、市民との協働による保全を推進していくことが必要です。

基本方針

◎市民の利便性を向上させるとともに、交流人口*の増大や産業振興を図るため、道路網の整備を推進します。また、高齢社会に対応できるよう、生活交通手段の確保に努めます。

後期基本計画での主要事業

課題
1事業
1

生活交通手段の確保・利用促進

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|----------------|
| ①高齢社会に対応した生活交通手段の確保 | 現行の市のコミュニティバスや民間路線バスを維持しながら、公共交通機関の隙間を埋める生活交通手段の確保に努めます。 | 産業観光課 健康増進課 |
| ②公共交通バスの利用促進 | バス路線の存続、収支の改善に向けて、公共交通バスの状況を周知し、利用促進を図ります。 | 産業観光課 |

課題
2事業
2

道路網の整備・管理

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-----------------|
| ①幹線道路の整備 | 県道については、地域や企業との調整、協力をを行いながら、問題や課題を整理し、県に要望し、整備を促進します。また、幹線市道についても、歩道の整備を含め、利便性や安全性を高めます。 | 国県道整備対策室 建設課 |
| ②生活道路の整備 | 生活道路の現状の把握に努め、老朽化が進む道路の改修など、計画的な道路の維持管理を進めます。 | 建設課 |
| ③道路内民有地の確定処置 | 道路管理者の責務として、処理が可能な道路内の民有地について計画的に取得していきます。 | 建設課 |

課題
3事業
3

市民と協働した道路環境の保全

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-----|
| ①自治会などの道路維持管理活動の支援・促進 | 自治会などの道路愛護活動に対する支援、促進を今後も継続し、制度の周知を図り、市民との協働により生活道路の保全を図ります。 | 建設課 |

計画事業

| No. | 事業名 | 着手年度 | 達成年度 | 担当課 |
|-----|---|--------|------------------|----------|
| 1 | 県道 室木下有木若宮線の整備 (4車線化) (整備・供用開始区間:沼口交差点~宮田地間) | 平成12年度 | 平成25年度 | 国県道整備対策室 |
| 2 | 県道 飯塚福岡線の整備 (整備・供用開始区間:旧町・金生境~黒目橋交差点付近間) | 平成4年度 | 平成29年度 (継続事業) | 国県道整備対策室 |
| 3 | 広域産業循環道路 勝野長井鶴線の整備 (整備・供用開始区間:菅牟田交差点付近~市道桐野・生見線間) | 平成9年度 | 平成27年度 | 国県道整備対策室 |
| 4 | 原田・沼口線の整備 (整備・供用開始区間:水原交差点付近~県道飯塚・福岡線間) | 平成20年度 | 平成28年度 | 建設課 |

(注) 事業名中の整備区間(カッコ内)は、後期計画期間に整備する区間を表しますが、着手年度はその路線の整備に着手した年度を記載しています。

(注) 「県道 飯塚福岡線の整備」の達成年度は、後期計画期間の最終年度である平成29年度を超えるため、カッコ内に継続事業と記載しています。

第5節 公園・緑地の整備

まちづくりの現状

- 宮若市には、「いこいの里 千石」「犬鳴ダム司書の湖周回公園」「楽水之径」「犬鳴川河川公園」「有木公園」など、地形を生かした公園を整備しています。また、スポーツ・レクリエーションの拠点として、西鞍の丘総合運動公園を有しており、市内外から多くの人々が利用しています。そのほか、追い出し猫の由縁がある「猫塚公園」や貸し農園を備えた「2000年公園」、交通指導に利用される「長井鶴交通公園」など特色ある公園があります。
- 犬鳴川河川公園は「犬鳴川みどりの会」、2000年公園は「2000年公園みどりの会」といったボランティア団体と行政が協働して維持管理を続けています。
- 一部の自治会などでは地域のつながりを深めるために、身近な公園の整備を行っています。

前期基本計画における成果・課題

公園の整備と利用促進

- ☺平成24年度に、金生地区の犬鳴川堤防に遊歩道の公園を整備し、維持管理については、関係自治会により発足した「さくらの会」と協働で行っています。
- ☺西鞍の丘総合運動公園の多目的グラウンドの全面芝生化やクラブハウスの建設、光陵グリーンパークの整備など、公園の整備や機能充実を図っています。

維持管理体制の充実

- ☺犬鳴川みどりの会や2000年公園みどりの会との協働による公園の維持管理は10年以上に及び、広く市民に知られるようになっており、鞍手竜徳高校や企業、少年団体などの協力を得ています。
- ☹古くから自治会などで管理が行われてきた公園については、老朽化した遊具などが撤去されています。また、高齢化が進む中で利用されず、地域での維持管理が困難な公園があります。

緑地の保全と緑化の促進

- ☺工場などにおける緑地については、法に基づき適正に確保されています。

後期基本計画における主要な課題

課題
1

市民の様々なニーズに合った公園整備を推進していくことが必要です。

光陵グリーンパークについては、国や社会経済の動向を見ながら、平成20年度に策定した整備計画に基づき、ウォーキング・ジョギングコースや家族で憩える広場など、市民の様々なニーズに合った整備を推進していくことが必要です。

課題
2

市民・企業・行政が協働で行う維持管理が必要です。

公園などの維持管理については、市民・企業・行政の協働による維持管理を推進し、交流を促進しながら、より魅力ある公園づくりを行うことが必要です。

基本方針

○市民の憩いや交流、健康増進を図る場として、様々なニーズに合った公園の整備を進めるとともに、市民や企業との協働による維持管理を推進します。

後期基本計画での主要事業

課題1 事業1 光陵グリーンパークの整備

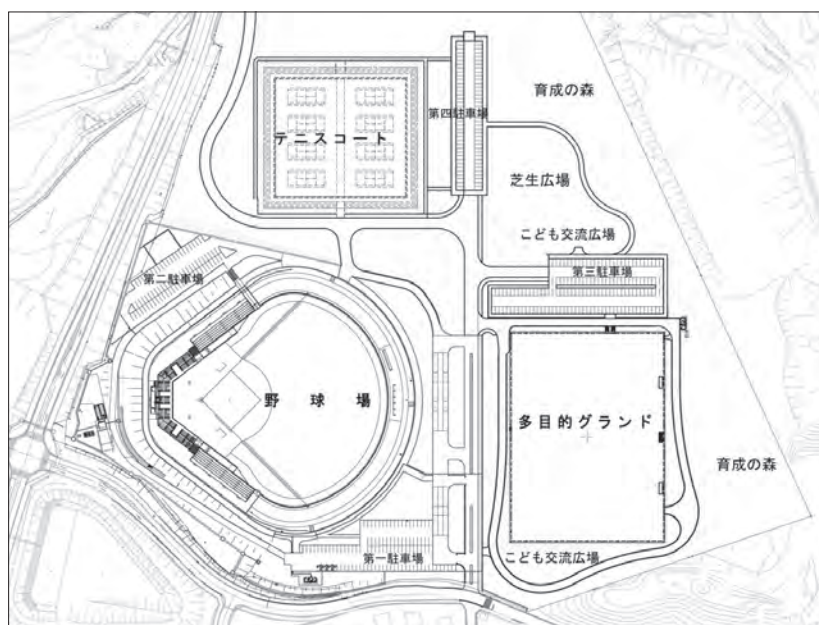
| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--|--|-------|
| ◎重点 ①光陵グリーンパークの整備 (※第5章第4節に掲げる事業と同一の事業) | 光陵グリーンパークについて、ウォーキング・ジョギングコースや家族で憩える芝生広場など、市民の多様なニーズに合った整備を進めます。 | 社会教育課 |

課題2 事業2 市民・企業・行政との協働による公園の維持管理の推進

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|--------------|
| ①市民・企業と協働で行う公園の維持管理 | 市民・企業・行政の協働による公園の維持管理を推進し、魅力ある公園づくりに努めるとともに、参加者の交流を促進します。 | 総合政策課 建設課 |

計画事業

| No. | 事業名 | 着手年度 | 達成年度 | 担当課 |
|-----|--------------|--------|--------|-------|
| 1 | 光陵グリーンパークの整備 | 平成22年度 | 平成27年度 | 社会教育課 |



光陵グリーンパーク計画平面図

※計画図であり、平成24年9月にオープンした野球場以外は変更の可能性があります。



犬鳴川河川公園

第2章

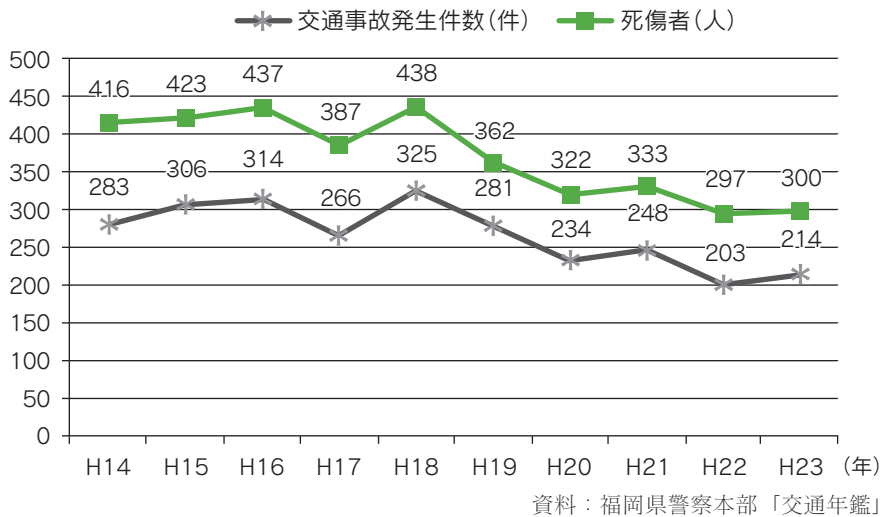
個性豊かな快適生活のまちづくり

第6節 消防・防災・防犯・交通安全の充実

まちづくりの現状

- 昨今の大規模風水害の増加や東日本大震災の発生により、災害への備え、防災に対する意識が高まっています。
- 宮若市の消防体制としては、宮若市、鞍手町、小竹町の1市2町で運営する直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部での常備消防のほか、市内8分団、団員数371名（平成24年3月末現在）で構成される消防団が組織されています。消防団については、定数（437名）を満たしていない状況が続いています。直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部では、組織のスリム化を図るため、平成21年度から5カ年で退職に合わせた段階的な職員数の削減を行っています。
- PTAのほか、婦人会や老人クラブ、地域公民館などが、児童生徒の登下校時の見守り活動を実施しています。

交通事故発生件数と死傷者の推移



前期基本計画における成果・課題

消防体制の充実

- ☹️ 消防団については、新入団員募集に関する啓発活動を継続的に実施しているものの、団員の確保は非常に困難であり、現状の実員数で推移しています。各分団の管轄区域の再編は実施に至っていないため、継続して検討していく必要があります。

防災体制の整備

- 😊 平成23年10月に国土交通省九州地方整備局と「大規模な災害時の応援に関する協定書」を締結し、被害状況把握や応急措置のための資機材提供などについて協力体制を図っています。
- 😊 災害への迅速な対応能力の向上を図るため、庁舎における防災総合訓練や自治会、災害時要援護者*を対象とした訓練を実施しています。また、広報紙による防災特集記事や安全・安心住民大会による防災意識の啓発活動を行っています。
- ☹️ 自主防災組織*の設立が徐々に進んでおり、防災訓練や学習会、災害図上訓練を実施しています。今後も自主防災組織の組織率向上に取り組んでいく必要があります。
- ☹️ 防災行政無線*の整備については、個別受信機の配布を含めた整備方法や、活用可能な補助制度について検証を行い、早期の事業着手に向け、事務処理を進めています。

防犯体制の整備

- ☺ 平成22年4月に「宮若市暴力追放に関する条例」を施行し、福岡県直方警察署との間で、「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」を締結しています。
- ☺ 自主防犯パトロール隊の結成など、各地域での取組が広がっています。
- ☺ 平成20年度に県が「安全・安心まちづくり団体事業補助金」制度を開始し、平成21年度からは、市でも「安全・安心まちづくり活動団体補助金交付要綱」を定め、自治会などの自主的な防災・防犯活動を支援しています。

交通安全対策の充実

- ☺ 警察署、交通安全協会などの関係団体と連携し、小学生を対象とした自転車安全運転の指導を実施するなど、交通安全に対する意識啓発を行っています。

後期基本計画における主要な課題

課題1

市民の防災意識を高め、自助・共助による災害への対応を推進するとともに、市民に災害情報を的確に伝達する手段の整備が必要です。

風水害や震災などの災害に対する意識が高まる中、市民の日頃からの防災意識の向上を図り、災害時の被害の防止や軽減、助け合いにつなげるとともに、災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達できる手段を構築することが必要です。

課題2

市民の暮らしを守る消防体制の維持・充実が必要です。

常備消防の職員が削減される中、市民の安全・安心な暮らしが脅かされることがないように、効率的な組織体制と配備機材の運用が必要です。また、地域の消防力である消防団の活動を支援し、消防体制の充実を図ることが必要です。

課題3

市民や関係機関・関係団体と連携し、犯罪や事故から身を守る環境づくりが必要です。

市民の日常的な暮らしの中で犯罪や交通事故から身を守るため、市民や警察署、交通安全協会、防犯協会などと一体となって取り組む環境づくりが必要です。

基本方針

◎市民との協働、警察署や消防署などとの連携による、地域の消防・防災・防犯体制、交通安全対策の充実に努め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

後期基本計画での主要事業

課題1 事業1

市民と取り組む防災体制の強化

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-----|
| ◎重点 ①自主防災組織の育成 | 災害時の地域での初動対応や災害時要援護者の避難などを円滑に進めることができるよう、各地域における自主防災組織の育成に努めます。同時に、補助金制度の活用などにより、避難誘導資機材の配備など、自主防災組織の機能強化を図ります。 | 総務課 |
| ②防災意識の啓発 | 防災情報に関する広報活動や各種防災訓練の実施により、日頃からの市民の防災意識の啓発に努めます。 | 総務課 |
| ◎重点 ③災害時の情報伝達手段の整備 | 災害時の通信手段として防災行政無線の早期運用を進めるほか、防災メール*などの利用を促進するなど、多様な情報伝達手段の構築を進めます。 | 総務課 |
| ④安全に避難を行うための情報提供 | 災害時に安全に避難ができるよう、避難場所や危険箇所などの周知徹底を図ります。 | 総務課 |

課題2 事業2 消防体制の充実

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| ①常備消防体制の充実 | 市民の安全・安心な生活が守れるよう、常備消防体制の充実に向けた協議を構成団体と進めていきます。 | 総合政策課 |
| ②消防団員の確保 | 団員の確保に係る施策について、先進地の取組を調査、検討します。また、分団の管轄区域の再編について、地域の理解を得ながら、検討していきます。 | 総務課 |

課題3 事業3 地域が一体となった防犯体制の整備、交通安全対策の充実

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|-----|
| ①防犯パトロールの実施と市民の自主的な活動の支援 | 小中学校の下校時に通学路を中心としたパトロールを継続します。また、各地域で実施されている自主防犯パトロールを継続的に支援し、広報活動により、活動組織の拡大を図ります。 | 総務課 |
| ②犯罪を防止する環境整備 | 自治会などによる防犯灯の設置を支援し、犯罪を防止する環境整備を進めます。 | 総務課 |
| ③交通安全意識の向上 | 宮若市交通安全対策協議会などを通して、関係機関・団体と連携を図り、交通安全住民大会などを開催することにより、市民の交通安全意識の向上に努めます。 | 総務課 |
| ④交通安全施設の整備 | 安全で快適に移動できるよう、カーブミラーやガードレール、区画線などの道路交通環境の整備を進めます。 | 建設課 |

目標指標（成果指標／活動指標）

| No. | 目標指標 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|-----|------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 自主防災組織の組織率 | 平成23年度 52.4% | 平成29年度 100% | 総務課 |

計画事業

| No. | 事業名 | 着手年度 | 達成年度 | 担当課 |
|-----|-----------|--------|--------|-----|
| 1 | 防災行政無線の整備 | 平成19年度 | 平成27年度 | 総務課 |



自主防災組織設立・育成講座



歳末安全・安心住民大会